

堺個審答申第111号

(答申第147号)

令和4年4月22日

堺市長 永藤英機様

堺市個人情報保護審議会

会長 矢口智春



## 答 申

令和4年3月17日付け堺イノ推第5429号で諮問のありました下記諮問案件について、別紙のとおり答申します。

### 記

審議案件	電子申請システムへのアクセス方法の追加について(住民情報系ネットワークからの特定通信等)
分類	条例第9条第2項【電子計算機処理の制限—重要な変更の事前審議】
担当課	ICTイノベーション推進室 システム活用担当
審議日	令和4年3月17日(第195回) 令和4年4月20日(第196回)

## 審 議 結 果

### 審議会の結果

堺市長が令和4年3月17日付で堺市個人情報保護条例9条2項に基づき諮問した「電子申請システムへのアクセス方法の追加について（住民情報系ネットワークからの特定通信等）」は、堺市の行政オンライン化の推進及び事務効率化に必要な不可欠と認めるため、指定管理者及び委託業者による利用も含め、個人情報の保護に万全の措置を講じることを条件に承認する。